

点線部分を切り取り、封筒に貼り付けてご利用ください。

※別途切手の貼付が必要です。



〒181-8555

東京都三鷹市野崎1丁目1番1号

三鷹市 資産税課 償却資産担当 行

令和7年度

固定資産税（償却資産）の申告の手引き

申告期限 令和7年1月31日（金）

◆◆◆早期提出にご協力をお願いします◆◆◆

●もくじ

- | | | | |
|-----------------------|---|---------------------|----|
| ① 償却資産とは・・・・・・・・・・ | 1 | ④ 申告書の記載例・・・・・・・・・・ | 7 |
| ② 申告が必要な償却資産の範囲・・・・・ | 2 | ⑤ 評価について・・・・・・・・・・ | 9 |
| ③ 償却資産の申告について・・・・・・・・ | 5 | ⑦ よくある質問・・・・・・・・・・ | 11 |

●提出前のチェック！

【申告書】

- ☐ 連絡先は記入されていますか？
- ☐ 資産所在地は記入されていますか？
- ☐ マイナンバー（個人番号）又は法人番号は記入されていますか？

【種類別明細書】

- ☐ 資産の種類は記入されていますか？
- ☐ 取得年月は記入されていますか？
- ☐ 取得価額は記入されていますか？
- ☐ 耐用年数は記入されていますか？

＜申告書提出先及びお問い合わせ先＞

三 鷹 市

市民部資産税課資産税係（本庁舎2階24番市税総合窓口）

〒181-8555 東京都三鷹市野崎1丁目1番1号

TEL 0422 (29) 9197

※ 各市政窓口でも申告書をご提出いただけます

※ 受付時間 平日8:30～17:00

① 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有するものを含みます。)をいいます(地方税法第341条第4号「固定資産税に関する用語の意義」)。

ただし、アプリケーションソフトウェア等の**無形固定資産**、並びに自動車税又は軽自動車税の課税対象となる**車両等は除きます**(2頁参照)。

また、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合があります、**事業として他者に貸し付ける場合も含みます**。

償却資産の種類と具体例

資 産 の 種 類		主 な 償 却 資 産
第1種	構 築 物	駐車場の舗装、舗装路面、外構工事(門、塀、フェンス、緑化施設等)、看板(広告塔等)等
	建 物 附 属 設 備	屋外建築設備、受変電設備、予備電源設備、中央監視制御装置、特定の生産・業務用の動力配線設備、 特定附帯設備※ 等 ※ 賃借人(テナント)が施工した屋内建築設備・内装・店舗造作・電灯コンセント・照明設備等 (4頁「償却資産と家屋の区分」参照)
第2種	機 械 及 び 装 置	工作機械、電気機械、土木建設機械、印刷機械、機械式駐車設備、太陽光発電設備(建材型除く)、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「0、00～09 及び 000～099」の車両)等
第3種	船	ボート、釣船、遊覧船等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「9、90～99 及び 900～999」の車両)等 ※ 自動車税又は軽自動車税の課税対象は除きます。 【大型特殊自動車(償却資産)と小型特殊自動車(軽自動車税)の区分】 次に掲げる要件のひとつでも満たす場合は、大型特殊自動車であり、固定資産税(償却資産)の申告対象資産となります。 (1)長さ 4.70m 超 (2)幅 1.70m 超 (3)高さ 2.80m 超 (4)最高時速 15km/h 超 ※農耕作業用自動車については、最高時速 35km/h 以上のみが要件
第6種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	事務机、応接セット、衝立、ロッカー、陳列棚、ルームエアコン、パソコン、レジスター、コピー機、医療機器、音響機器、理容及び美容機器、娯楽用機器、自動販売機、金型、計量器、測定工具等

※ 第1種について、法人税又は所得税の確定申告書で「建物一式」として申告している場合でも、償却資産に該当するものは、一品ずつ記載してください。

※ 業種別の資産の例については、3頁をご参照ください。

※ 自己所有の家屋の建物附属設備については、償却資産の申告対象外となるものがあります。

詳しくは4頁「償却資産と家屋の区分」をご参照ください。

② 申告が必要な償却資産の範囲

1. 申告が必要な資産（*は下表「償却方法と取得価額による申告対象の一覧」をご参照ください。）

令和7年1月1日現在、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産についても事業の用に供することができる状態であれば申告が必要となります。

- ① 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- ② 遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)
- ③ 未稼働資産(既に完成しているが、未だ稼働していない資産)
- ④ 福利厚生のに供する資産(社宅、宿舍、寮等)で、減価償却できるもの
- ⑤ 建設仮勘定中の資産(完成して事業の用に供している部分)
- ⑥ 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- ⑦ 決算期以降1月1日までに取得された資産で、未だ固定資産勘定に計上されていない資産
- ⑧ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満であっても、個別償却をしているもの(*1)
- ⑨ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

中小企業者等の少額資産の損金算入の特例は国税(法人税・所得税)に適用される制度で、固定資産税には適用されません。特例適用資産については償却資産の申告の対象となります。(*2)

2. 申告の必要がない資産（*は下表「償却方法と取得価額による申告対象の一覧」をご参照ください。）

次に掲げる資産は、償却資産の課税対象にならないので申告の必要はありません。

- ① 自動車税又は軽自動車税の課税対象となる車両等
- ② 無形固定資産(特許権、実用新案権、鉱業権、アプリケーションソフトウェア等)
- ③ 繰延資産(開業費、開発費等)
- ④ 棚卸資産(商品、原材料等)
- ⑤ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産について、
 - ・ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの)(*3)
 - ・ 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの(*4)
- ⑥ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース(売買扱いとするファイナンスリース)資産で、取得価額が20万円未満のもの(*5)

償却方法と取得価額による申告対象の一覧（少額減価償却資産の取扱い）

項目	10万円未満	20万円未満	30万円未満	30万円以上	備考
個別減価償却(*1)	申告必要				
中小企業特例(*2)	申告必要				租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8ほか
一時損金算入(*3)	申告不要				法人税法施行令第133条 所得税法施行令第138条
3年一括償却(*4)	申告不要				法人税法施行令第133条の2第1項 所得税法施行令第139条第1項
リース資産(*5)	申告不要		申告必要		法人税法第64条の2第1項 所得税法第67条の2第1項に規定するもの

3. 国税（法人税・所得税）との主な違い

国税（法人税・所得税）の税務署への確定申告とは別に、三鷹市（固定資産税（償却資産））にも申告が必要です。国税（法人税・所得税）と地方税（固定資産税（償却資産））の取扱いの主な違いは下表のとおりです。

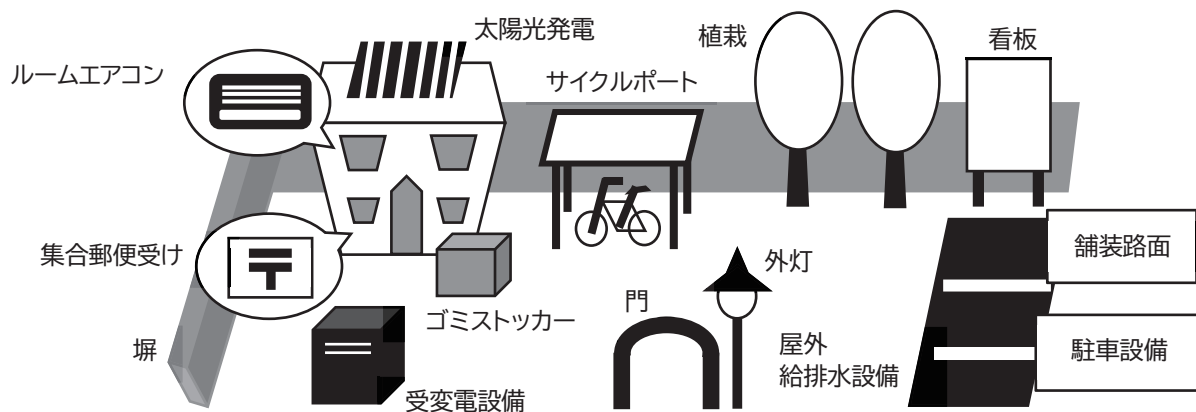
項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税（法人税・所得税）の取扱い
償却計算の期間	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価（償却）の方法	一般の資産は定率法を適用 （固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度（建物は旧定額法） 【平成19年4月1日～平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制度（建物は定額法） 【平成28年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度（建物、建物附属設備及び構築物は定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳	不可	可
即時償却、特別償却、割増償却	不可	可（租税特別措置法）
増加償却	可（国税届出書等（写）添付）	可（法人税法・所得税法）
評価額の最低限度	取得価額の5/100	1円まで償却可能
改良費（資本的支出）	区分評価→本体とは別資産として計上	原則区分評価
中小企業者等の少額資産特例	不可	可（租税特別措置法）

4. 業種別の主な償却資産と〈耐用年数〉の例

業種別の主な償却資産の例です。○内の数字は各資産の耐用年数です。

業 種	主 な 償 却 資 産
共 通	門・塀（コンクリート造⑮、石造⑮、金属造⑩）、緑化施設及び庭園⑳、受変電設備⑮、舗装路面（コンクリート敷・ブロック敷・レンガ敷⑮、アスファルト敷⑩）、ルームエアコン⑥、屋外給排水ガス設備⑮、屋外照明電気設備⑮、LAN設備（LANボード、ルーター等）⑩、パソコン④、コピー機⑤、テレビ⑤、金庫（手掛け金庫⑤、その他㉑）、レジスター⑤、看板（立看板・ネオンサイン③、建物固定の袖看板・突き出し看板⑩（金属製⑮）、屋外独立設置の塔屋看板・野立て看板⑩（金属製㉑）、応接セット（接客業用⑤、その他③）、キャビネット・ロッカー（金属製⑮、その他③）、サーバー⑤
事 務 所	タイムレコーダー⑤、事務机・椅子・キャビネット・ロッカー（金属製⑮、その他③）、コピー機⑤
小 売 業 喫茶・飲食店	陳列棚・ケース（冷凍機付・冷蔵機付⑥、その他③）、冷蔵庫⑥、簡易間仕切り③、椅子⑤、テーブル⑤、食事・厨房用品（陶磁器製・ガラス製②、その他⑤）、カラオケ機器⑤
理容・美容業	理容・美容椅子⑤、洗面設備⑤、タオル蒸器⑤、ドライヤー⑤、サインポール③
クリーニング業	洗濯機⑬、脱水機⑬、乾燥機⑬、プレス機⑬
音 楽 家	楽器⑤、音響機器⑤
病院・診療所	手術機器⑤、消毒殺菌用機器④、歯科診療用ユニット⑦、調剤機器⑥、レントゲン機器（移動式等④、その他⑥）、ファイバースコープ⑥、オンライン資格確認端末⑤
不動産賃貸業 駐 車 場 業	舗装路面（コンクリート敷・ブロック敷・レンガ敷⑮、アスファルト敷⑩）、消火器具⑩、駐車装置（パーキング装置⑩、ターンテーブル⑩）、太陽光発電設備（建材型除く）⑦、サイクルポート（自転車置き場）⑩、ゴミストッカー（ゴミ置き場）⑦、集合ポスト⑩、宅配ボックス⑩
農 業	果樹だな④、耕運機⑦、野菜洗浄機⑦、自動販売機⑤ ビニールハウス（骨格部分が金属造④、木造⑤、その他③）

5. 償却資産と家屋の区分（建物附属設備等）



賃借人(テナント)等が、自ら費用を負担して内装工事、模様替工事及び建物附属設備工事等を行ったときは、すべて償却資産に該当します。また、賃貸部分と自宅部分で併用している外構工事等も申告対象となります。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式(キュービクル等)		◎		◎
	電灯照明設備	屋外設備一式(照明器具、配線、配管)		◎		◎
		屋内設備一式(照明器具、配線、配管)	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		上記以外の設備(配線、配管)	○			◎
	LAN 設備	設備一式(LANボード、ルーター等)		◎		◎
	その他	インターホン設備、避雷設備、火災報知設備	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(洗面台等に直結の電気温水器・湯沸かし器用)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式(洗面台、大小便器等)	○			◎
空調設備	空調設備、換気設備	ルームエアコン(壁掛け型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	駐車場設備	機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、料金精算機、カーゲート等		◎		◎
	その他の設備	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式(門、塀、緑化施設等)		◎		◎

③ 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

令和7年1月1日現在、三鷹市内に事業用の償却資産を所有されている方です。

なお、①～⑤に当てはまる方も申告が必要です。

- ① 償却資産を他に賃貸(リース)している方(資産の貸主(所有者))
- ② 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人(テナント)等の方
- ③ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買主の方
(所有権移転リースの場合も同様の考え方により、原則として借主の方)
- ④ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
- ⑤ 償却資産を共有されている方(※ 持分ごとの個々の申告ではなく、共有者全員の連名にて申告)

2. 申告方法

令和7年1月1日現在に三鷹市内に所有する資産を以下のいずれかの方法で申告してください。

令和6年中に資産の増減があればその内容を、また、資産内容が前年度と変更がない(増加・減少資産がない)場合でも申告が必要になります。

○ 書類(紙媒体)による申告(記入例7、8頁参照)

「償却資産申告書」、「種類別明細書」を提出してください。

- ① 市から送付した申告書を使用の場合は、種類別明細書に資産を印字していますので、前年中に増加又は減少した資産のみ申告してください。資産の増減がない場合は、増加及び減少の明細の添付は不要です。
- ② 電算処理(申告書作成ソフト等)による独自の申告書使用の場合は、全資産を申告してください。

○ eLTAX(地方税ポータルシステム)による電子申告

利用届出(新規)を提出後、インターネットを利用して、自宅やオフィスなどから申告等の手続きを行うことができます。利用開始・利用方法は、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください。

●ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/> ●電話 0570-081459(03-5521-0019)

3. 提出するもの

申告区分	提出物	備考
前年中の資産増減なし	① 償却資産申告書	資産の増減がない旨を記載(記載例7頁参照)
前年中の資産増減あり	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書	② は増加資産を「増加資産・全資産用」に、減少資産を「減少資産用」に記載
休業・廃業・移転	① 償却資産申告書	事業廃止、移転の年月日記載(記載例7頁参照)
独自の申告書(電算申告)	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書	全資産の申告が必要。増加資産は「増加資産・全資産用」に、減少資産は「減少資産用」に記載
初めての申告	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書	全資産の申告が必要

※ 申告書控えの返送をご希望の場合は、必ず切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

※ 償却資産申告書の電子データは、市ホームページよりダウンロードできます(10 頁参照)。

※ 市から送付した申告書以外の様式で申告(電算申告)される場合も、《所有者コード》を記載してください(今回は初めての申告の場合は空欄のまま申告してください。)

《所有者コード》の確認方法

市から送付された申告書の所有者コード欄に記載された8桁の番号、納税通知書に記載された宛名番号

4. 申告期限 令和 7 年 1 月 31 日（金）

提出期限間近になりますと大変混みあいますので、早期提出にご協力をお願いします。

5. 個人番号又は法人番号

個人番号を記載して申告書をご提出いただく際は、番号法に定める本人確認（番号確認と本人確認）を行いますので、以下の確認資料をご用意ください。郵送で提出される場合又はご本人以外の方が提出される場合は、確認資料の写しを添付してください。**個人番号通知書は確認書類として利用できません。**

個人番号が記載されていなくても、申告書は有効なものとして受理します。個人番号が記載された申告書であっても、本人確認ができない場合は個人番号が記載されていないものとして受理します。

	番号確認資料	本人確認資料
窓口・郵送	個人番号カード(裏面) 又は 個人番号記載の住民票の写し等(※)	個人番号カード(表面) 又は 運転免許証、パスポート、健康保険証等
eLTAX(電子申告)	確認資料の添付不要(電子証明等により確認を実施するため)	

※ 通知カードは、交付日以降に記載事項(氏名、住所等)に変更がない場合に限り番号確認資料として有効

6. 申告内容の修正又は申告漏れがあった場合

申告内容を修正する場合は、修正後の内容であらためて申告してください。その際、申告書の備考欄に修正申告である旨及び修正内容の概要を記載してください。

申告内容の修正及び資産の申告漏れについては、地方税法に基づき、過年度に遡って課税される場合や還付金が発生する場合があります。変更後の税額や対応については、通知を送付いたします。

なお、正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条及び三鷹市市税条例第 56 条の規定により、10 万円以下の過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

7. 実地調査のお願い

地方税法第 353 条及び第 408 条に基づき実地調査を行うことがありますので、その際はご協力ください。

8. 非課税・課税標準の特例・減免について

下記に当てはまる場合は、各種手続きが必要です。三鷹市の様式の非課税申告書及び減免申請書がない場合は、資産税課までご請求ください。**市の様式以外では受け付けることができません。**

以下に規定する一定の要件を備えた償却資産		手 続 き
非 課 税	地方税法第 348 条等	非課税申告書及び添付資料を提出 【例】社会福祉法人等が以下の用に供する固定資産 ・児童福祉施設(認可保育所等)・認定こども園 ・老人福祉施設
課税標準の特例	地方税法第 349 条の3、同法附則第 15 条、同法附則第 15 条の2、同法附則第 15 条の3等	申告書の「11 課税標準の特例」の「有」を○で囲み、 種類別明細書(増加資産・全資産用)の該当資産の「適要」欄に根拠法を記載 【例】先端設備等導入計画に基づき取得した設備
減 免	地方税法第 367 条、三鷹市市税条例第 52 条	各納期限までに減免申請書及び添付資料を提出

※ 非課税申告書、減免申請書の電子データは、市ホームページよりダウンロードできます(10 頁参照)。

4 申告書の記載例

償却資産申告書（第二十六号様式）記載例

個人：個人番号（マイナンバー）
法人：法人番号
を記載してください。記載がない
場合でも有効なものとして受理し
ます。

三鷹市における事業開始の
年月を記入してください。

この申告書の内容に
ついて直接応答される
かたの氏名・電話番号
を記入してください。

税理士へ依頼されている
場合は記入してください。
申告内容について問い合わせ
せる場合があります。

該当する事項を○で
囲んでください。

三鷹市内の事業所等の
資産所在地を記入して
ください。
4か所以上の場合は主な
所在地を3か所まで記入
してください。

借用（リース）資産の有無
について該当する方を○で
囲んでください。
借用資産がある場合には
貸主の名称等を記入して
ください。

【重要！】
「15. 事業所等資産の所在地」
の番号ごとに「自己所有」「借
家」のいずれかを○で囲んでく
ださい。
資産によっては「自己所有」で
あれば家屋の評価になります。

前年から資産に変更がない
場合は「1」を○で囲んで
ください。

廃業、市外移転等があった
場合は、「18.備考」へ内容を
記入してください。

令和7年度
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

令和7年1月10日
（あて先）三鷹市長

受付印

野崎 1-1-1
下連雀 3-2-1

野崎太郎
代表取締役
三鷹太郎
（電話）0422-45-1151

株式会社 ミタカシ
三鷹太郎
代表取締役
（電話）0422-45-1151

個人番号又は法人番号
600000000

事業種目は具体的に記入してください。
法人の場合は資本金等を記入してください。

提出の日付を記入
してください。

申告書や納税通知書の送付先を印字
しています。修正等がある場合は見
え消しで訂正してください。

資産の種類	前年取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 (イ) - (ロ) + (ハ)	(二)
	千円	千円	千円	千円	千円
1 構築物	10615000		2000000	12615000	
2 機械及び装置	2420000	210000	3000000	5210000	
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具	733500	230000	950000	1453500	
6 工具、器具及び備品	13768500	440000	5950000	19278500	
7 合計					

資産の種類
1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具、器具及び備品
7 合計

評価額 (ホ)
千円
10615000
2420000
210000
733500
13768500

決定価格 (ヘ)
千円
2000000
3000000
950000
5950000

課税標準額 (ト)
千円
12615000
5210000
1453500
19278500

【三鷹市から送付した申告書】
記入不要です。

【企業電算処理方式による独自の申告書】
必ず記入してください。

15 事業所等資産の所在地
① 野崎 1-1-1
② 下連雀 3-2-1
③ 株三鷹リース

16 借用資産 (有・無)
株三鷹リース

17 事業所用家屋の所有区分
① 自己所有
② 借家
③ 所有・借家

18 備考 (添付書類等)

下記に該当する方は、番号を○で囲んでください。
1 資産の増減はありません。
2 該当資産はありません。

事業廃止申告
事業廃止年月日
年 月 日

・前年取得したもの (イ) は令和6年度申告書の取得価額と一致しているか確認してください。
・不一致の場合は令和6年度の修正申告が必要になる場合があります。
・種類別明細書に記入した前年中の増加分、減少分、修正分について、それぞれの欄に種類ごとの数値を記入し、令和7年1月1日現在、市内に所有するすべての償却資産の取得価額が (二) の合計欄に集計されるよう記入してください。

令和 7 年度

① 種類別明細書 (増加資産・全資産用)

所 有 者 コー ド		資 産 コー ド		資 産 の 名 称 等		取 得 年 月		取 得 価 額		耐 用 年 数		減 価 残 存 率		価 値		課 税 標 準		増 加 事 由		摘 要	
資 産 の 種 別		資 産 の 種 別		資 産 の 種 別		資 産 の 種 別		資 産 の 種 別		資 産 の 種 別		資 産 の 種 別		資 産 の 種 別		資 産 の 種 別		資 産 の 種 別		資 産 の 種 別	
01	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

★申告いただいた事項を電子計算機に入力します。

令和 7 年度

⑤ 種類別明細書 (減少資産用)

所 有 者 コー ド		資 産 コー ド		資 産 の 名 称 等		取 得 年 月		取 得 価 額		耐 用 年 数		減 少 理 由		摘 要	
01	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

★申告いただいた事項を電子計算機に入力します。

⑤ 評価について

1. 評価額の計算方法

償却資産の評価は一資産ごとに行います。各資産の取得価額に、それぞれの耐用年数に応ずる減価残存率をかけて評価額を算出します。減価残存率については、下表「耐用年数に応ずる減価率表」をご覧ください。

$$\begin{aligned} <\text{前年中に取得したもの}> \quad \text{取得価額} \times \text{減価残存率(B 前年中取得のもの)} = \text{評価額} \\ <\text{前年前に取得したもの}> \quad \text{前年度評価額} \times \text{減価残存率(C 前年前取得のもの)} = \text{評価額} \end{aligned}$$

以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%になるまで減価償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、取得価額×5%が評価額になります。

耐用年数に応ずる減価率表（固定資産評価基準 別表第15 抜粋）

耐用年数	A 減価償却率	減価残存率		耐用年数	A 減価償却率	減価残存率		耐用年数	A 減価償却率	減価残存率	
		B 前年中取得のもの	C 前年前取得のもの			B 前年中取得のもの	C 前年前取得のもの			B 前年中取得のもの	C 前年前取得のもの
2年	0.684	0.658	0.316	11年	0.189	0.905	0.811	20年	0.109	0.945	0.891
3年	0.536	0.732	0.464	12年	0.175	0.912	0.825	21年	0.104	0.948	0.896
4年	0.438	0.781	0.562	13年	0.162	0.919	0.838	25年	0.088	0.956	0.912
5年	0.369	0.815	0.631	14年	0.152	0.924	0.848	30年	0.074	0.963	0.926
6年	0.319	0.840	0.681	15年	0.142	0.929	0.858	35年	0.064	0.968	0.936
7年	0.280	0.860	0.720	16年	0.134	0.933	0.866	40年	0.056	0.972	0.944
8年	0.250	0.875	0.750	17年	0.127	0.936	0.873	45年	0.050	0.975	0.950
9年	0.226	0.887	0.774	18年	0.120	0.940	0.880	50年	0.045	0.977	0.955
10年	0.206	0.897	0.794	19年	0.114	0.943	0.886	55年	0.041	0.979	0.959

※ B 前年中取得のもの(半年償却) = $(1 - A \times 1/2)$ 、C 前年前取得のもの = $(1 - A)$

評価額の計算例

★ 取得価額 230,000 円、取得年月 令和 6 年 5 月、耐用年数 3 年の看板の場合
 (耐用年数 3 年：B 前年中取得のものの減価残存率 … 0.732
 C 前年前取得のものの減価残存率 … 0.464)

$$\begin{aligned} \text{令和 7 年度 評価額} &= 230,000 \text{ 円} \times 0.732 = 168,360 \text{ 円} \\ \text{令和 8 年度 評価額} &= 168,360 \text{ 円} \times 0.464 = 78,119 \text{ 円} \\ \text{令和 9 年度 評価額} &= 78,119 \text{ 円} \times 0.464 = 36,247 \text{ 円} \\ \text{令和 10 年度 評価額} &= 36,247 \text{ 円} \times 0.464 = 16,818 \text{ 円} \\ \text{令和 11 年度 評価額} &= 16,818 \text{ 円} \times 0.464 = 7,803 \text{ 円} < 11,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

※ 令和 11 年度で算出額が取得価額の5% (11,500 円) より小さくなるため、令和 11 年度以降は 11,500 円で評価されます。

※ 評価額計算は電算システムで行うため、端数処理の関係上、実際の評価計算とは若干異なる場合があります。

2. 税額の計算方法

原則として、評価額＝課税標準額となります。ただし、課税標準の特例措置が適用される場合は、課税標準額は評価額よりも低くなります。

三鷹市内に同一人が所有するすべての償却資産の課税標準額の合計に、税率をかけることで税額が算出されます。年度の途中で償却資産を売却、譲渡又は廃棄した場合でも、国税とは異なり、月割りにはなりません。3頁「3. 国税(法人税・所得税)との主な違い」をご参照ください。

税 額 (100 円未満切り捨て)	=	課税標準額 (※) (1,000 円未満切り捨て)	×	税 率 (1.4%)
----------------------	---	------------------------------	---	---------------

(※) 三鷹市内で所有するすべての償却資産の合計

<免税点について>

償却資産の場合、課税標準額の合計が 150 万円未満の場合は課税されません。

⑥ その他

1. 用語解説

	定 義 ・ 説 明	備 考
納税義務者	賦課期日(1月1日)現在の償却資産の所有者	その年の1月 31 日が法定申告期限
課税標準額	原則として、賦課期日(1月1日)現在の償却資産の価格(評価額)	申告及び調査により決定し、償却資産課税台帳に登録
課税台帳の閲覧	価格等を償却資産課税台帳に登録した旨の公示の日から閲覧可能	閲覧場所は、三鷹市役所本庁舎 2 階市税総合窓口
審査の申出	償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、文書をもって三鷹市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出可能	償却資産課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3 か月を経過する日までの期間
税率	1.4/100	課税標準額 150 万円では年税額 21,000 円
免税点	同一人が市内に所有するすべての償却資産の課税標準額の合計で 150 万円	150 万円未満の場合は課税されず、納税通知書は発送されません。
納期	5月、7月、12 月、翌年2月	

2. 各種ダウンロード先（三鷹市ホームページ）

① 償却資産申告書、種類別明細書の電子データ

三鷹市 償却資産

検索

https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/042/042731.html

② 非課税申告書、減免申請書の電子データ

https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/109/109879.html



⑦ よくある質問

Q1：複数の市区町村で店舗を経営している場合、どこへ申告すればよいですか？

A1：各資産の所在する市区町村へそれぞれ申告してください。三鷹市にある資産は三鷹市へ申告してください。

Q2：リース又は割賦買入等による取得の場合、誰が申告すればよいですか？

A2：所有権移転の有無により異なります。詳しくは5頁「1. 申告していただく方」をご参照ください。

Q3：資産の増減や移動がなく、前年と同じ内容でも償却資産の申告は必要ですか？

A3：申告は毎年必要です。

Q4：複数人で償却資産を共有している場合はどのように申告すればよいですか？

A4：共有者全員の連名で申告してください。申告書の「18 備考(添付書類等)」に共有者全員の住所、氏名及び持分割合を記載してください。取得価額は持分割合により按分する前の金額を記載してください。

なお、納税は課税額全額を共有者全員で連帯して納付することになりますが(持ち分による按分はされません)、支払方法が納付書の場合、納付書は共有代表者のみに送付されます。

Q5：不動産貸付業の場合、固定資産税(土地・家屋)を毎年納税しているので申告は不要ですか？

A5：土地・家屋とは別に、償却資産としての申告及び納税が必要になる場合があります。家屋と償却資産の区分については、4頁「5. 償却資産と家屋の区分(建物附属設備等)」をご参照ください。

Q6：個人事業主の死亡又は法人解散等により廃業した場合でも、市へ償却資産の申告は必要ですか？

A6：廃業の申告が必要です。申告書の「事業廃止申告」の「事業廃止年月日」に日付を記載のうえ、「18 備考(添付書類等)」に死亡又は解散した旨を記載してください。

Q7：相続による資産承継又は法人の合併・分割等による新法人の資産承継の場合の申告は？

A7：新しい所有者が申告してください。申告書の「18 備考(添付書類等)」に旧所有者の氏名、住所、所有者コード及び資産継承の事由をご記載ください。種類別明細書(全資産用)には承継した資産をご記載ください。

相続等により、同一資産を複数人で共有する場合は、Q4をご参照ください。

また、旧所有者(被相続人、旧法人等)の氏名・名称等が印字された申告書を使用していただいても結構です。氏名・名称、住所等を見え消して新所有者の情報に修正してご申告ください。

Q8：固定資産税(償却資産)は国税(法人税・所得税)の減価償却制度と取り扱いは同じですか？

A8：一部異なります。詳しくは、3頁「3. 国税(法人税・所得税)との主な違い」をご確認ください。

Q9：耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却済の資産も、市への申告が必要ですか？

A9：減価償却済みであっても、廃棄又は売却等をせずに事業で使用し続けていれば、申告が必要です。

Q10：一時的に使用していない事業用資産も申告が必要ですか？

A10：休止期間中でも事業の用に供することができる状態の資産であれば、償却資産として申告が必要です。

Q11：赤字で利益が出ていなくても、市への申告が必要ですか？

A11：償却資産を所有していれば申告が必要です。固定資産税(償却資産)は、財産の所有に着目して課税される財産税的な性格を有しており、資産から生じる収益に着目して課税される収益税とは異なります。

Q12：減価償却をしていない資産も申告が必要ですか？

A12：減価償却を行っていない資産(簿外資産を含む)であっても、本来減価償却が可能な資産であれば、償却資産として申告が必要です。法人税や所得税とは取り扱いが異なります。詳しくは3頁「3. 国税(法人税・所得税)との主な違い」をご参照ください。

Q13：家庭用と事業用で併用している資産は申告が必要ですか？

A13：「事業の用に供することができる」資産であるため、資産全体が申告対象になります。